

市民参加の方法

まちづくりの活動に参加しましょう！！

市民参加手続

1 審議会等

市長の付属機関として条例で定めて設置する会議で、公募によって選ばれた市民や有識者などから構成されます。取りまとめられた意見は、答申という形で市に提出され、政策などに反映されます。また、要綱などで設置される懇談会なども含まれます。

2 市民会議

公募によって選ばれた市民が、自主的に運営する会議です。この会議で話し合われた結果は、市民の代表者の意見として、政策の決定に重要な役割を果たします。

3 意見交換会

市で抱えているさまざまな問題や課題の解決に向けて議論する会議です。ワークショップ、シンポジウム、フォーラムなどがあり、出された意見は政策に反映されます。

4 パブリックコメント

政策・制度などを決定するときに、政策や制度の案を公共施設で配布したり、ホームページで公表して幅広い意見を募集します。

市民政策提案制度

政策提案制度

市民が必要とし、市民の役に立つような仕事を市民自ら考えて市に提案する制度です。18歳以上の市民が10人以上で提出することが条件となります。提出された政策案は、担当部局で内容を検討し、今後のまちづくりに反映されます。

難しく考えずに、自分がどうしたいかをみんなに聞いてもらおうって考えればいいんだね



分治 そうかあ。難しく考えずに自分の意見を聞いてもらうために、まず参加することが大事なんだ。

市民参加の方法は、審議会や意見交換会などの参加やパブリックコメント、そして政策提案制度などがあるんだよ



ご隠居さん

隠居 じゃあ意見を聞く方法には、具体的にどんなことがあるか覚えていてかい。
分治 そう、審議会、市民会議、それから意見交換会なんてえのがありますよ。
隠居 それにパブリックコメントを合わせて、市民参加手続と呼ぶんだよ。
分治 それから政策提案制度でしたっけ。ところで、これらの違いは何でしたかね。字が違っているのはなしですよ。
隠居 まずは審議会だが、これは諮問、という形で市長から意見を求められ、それに答えるための集まりで、条例で設置するんだ。これには必ず公募の委員を入れる必要がない決まりがあるんだよ。

分治 それじゃあ市民会議はどうです。
隠居 それは、市民が主体となって自主的に運営する会議のことだよ。
分治 意見交換会は、参加者がそれぞれの経験や知識を持ち寄って話し合う場のことでしたか。
隠居 そう、ワークショップやフォーラムなんかこれに当たるんだよ。
分治 なるほど。でも、話し合いに参加するってことは、立派な意見を言わなきゃ格好がつかないんですよ。
隠居 そんなふうには考える必要はないよ。自分ならどうしたいってことを言いに行くと、ちゃんと考えればいいんだよ。会議は原則公開で行うから、見

学だけでもしてみたらどうだい。
分治 そうかあ。そう思えば気軽に参加できるってえ訳ですね。
隠居 そういことだよ。
分治 じゃあパブリックコメントはどうでしたっけ。
隠居 これは、審議会なんかで決まった政策の案を公共施設で配ったり、ホームページで公表して、幅広く意見をもらうものなんだ。
分治 最後は政策提案制度でしたね。
隠居 これは、市民が考えた政策を市に提案する制度だよ。いろいろ条件はあるけど、単なる思いつきや冷やかしいじゃないものであればいいんだよ。
分治 じゃあ、まちの政策なんてえすごいものをおいらでも提案できるってことですか。すごいなあ。
隠居 いずれにしても、提案したり、参加したりすることが市民参加の大切なところだね。

2 市民参加の方法は

市民参加条例が施行！

～誰でもまちづくりに参加できます～

詳細 分権評価推進主幹 32-6025



4月1日から市民参加条例が施行されます。この条例は、市が実際に仕事を進めていく中で、市民のみなさんがどのように関わることができるかをルール化したもので、市民全員が公平にまちづくりに参加することができるようになります。今回は「おもしろ瓦版」でおなじみの分治さんとご隠居さんがこの条例について説明します。

1 市民参加条例とは

知ってますか？
4月1日から
市民参加条例
が始まるって!!



分治さん

分治 大変だご隠居さん！4月1日からいよいよ市民参加条例が始まるらしいんですよ。
隠居 知ってるよ。そんなにあわてて今さらどうしたんだい。
分治 どんな内容だったか自信がなくなってきたよ。もういっぺん教えてもらおうかと思って。
隠居 しょうがないねえ。この条例は、市が仕事を進めるときに、市民の意見を反映させる方法を決めたものだよ。
分治 もうちょっと具体的に言ってもえませんか。
隠居 そうだなあ、例えば条例っていうまちの決まりを作ったり、どんなまちを目指すかっていう計画なんかを決めるときには、市民の意見を必ず聞いて進めなければならぬってことだよ。
分治 なるほど、苦小牧のまちのことを決めるときに、みんなの意見を聞いてくれるってことなんですね。

市民の意見を聞いてまちづくりを進めるための条例が「市民参加条例」なんだよ



隠居 そのとおりだよ分治さん。だいぶん思い出したかい。
分治 ええ、市民の意見を聞いてまちづくりを進めるための条例なんですね。
隠居 そう、それが「市民参加条例」なんだよ！

市民参加条例の構成

- 第1章 総則（第1～3条）
 - 目的（第1条）、定義（第2条）、市民参加の推進（第3条）
- 第2章 市民参加手続（第4～16条）
 - 市民参加手続の実施（第4条）…審議会、意見交換会等市民参加手続の対象となる事項（第5条）
 - 適用除外、特例、審議会等の委員等（第6～11条）
 - パブリックコメント（市民意見提出手続）（第12～16条）
- 第3章 政策提案制度（第17条）
 - 市民からの提案、市からの募集
- 第4章 雑則（第18、19条）
 - 公表の方法、市民からの要望